

奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約(案)

平成22年3月 日制定

(設置)

第1条 奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監事 2人

3 会長及び監事は相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、奈良市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監事及び監査)

第6条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。
 - 6 会議は原則として公開とする。
 - 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、**奈良県道路・交通環境課**に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(規約の変更)

- 第12条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

- 第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成22年3月 日から施行する。

奈良中心市街地公共交通活性化協議会 委員名簿		
	所属団体名	職
会長	奈良市	市長
委員	近畿運輸局奈良運輸支局	支局長
	奈良市連合自治会	副会長
	社団法人奈良市観光協会	会長
	社団法人奈良県バス協会	専務理事
	奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
	奈良県タクシー協会	専務理事
	奈良県タクシー協会奈良市部会	代表
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
	奈良県奈良警察署	署長
	奈良県警察本部交通部交通規制課	課長
	奈良県奈良土木事務所	所長
	奈良県土木部	次長
奈良市企画部	部長	

